

函館市外部公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者等からの公益通報を適切に処理するために必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (2) 外部公益通報 労働者等が法第2条第3項に定める通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関し、当該通報対象事実について処分または勧告等を行う権限を有する市の機関に対して行う同条第1項に定める公益通報をいう。
- (3) 所管課 通報対象事実に関する処分または勧告等の事務を所掌する課をいう。
- (4) 通報者 外部公益通報をする者をいう。

(通報の受付窓口)

第3条 外部公益通報およびこれに関する相談は、所管課において受け付けるものとする。

- 2 総務部行政改革課は、通報対象事実に関係する事務に関し、総合的調整を行うものとする。

(通報の受付および措置等)

第4条 外部公益通報は、面談、電話、文書、電子メールまたはファックスによるものとする。ただし、明らかに不正の目的と認められる場合は受け付けないことができる。

- 2 所管課は、外部公益通報（匿名によるものを除く。）の内容が、市の機関の権限に属さないものであると認める場合であっても受け付けし、当該外部公益通報に係る権限を有する行政機関に通報内容を連絡するとともに、当該行政機関を通報者に教示しなければ

ばならない。また、外部公益通報に該当しないものと認める通報であっても、法令遵守に有益な情報は参考情報として受け付けるものとする。

- 3 外部公益通報および前項の規定による参考情報を受け付けた所管課は、外部公益通報受付書（様式第1号）に所定事項を記載し、その写しを総務部長に提出しなければならない。

（受理・不受理の通知）

第5条 所管課は、受け付けた通報を外部公益通報として受理するか否かおよび当該通報対象事実について調査する必要があるか否かを遅延なく決定し、外部公益通報受理・不受理通知書（様式第2号）により通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（調査の実施）

第6条 所管課は、通報対象事実について調査する必要があると認めた場合は、速やかに調査を開始しなければならない。

- 2 所管課は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ遅延なく必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。
- 3 所管課は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉およびプライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し適宜通知するよう努めなければならない。
- 4 所管課は、調査中において、他の行政機関が処分または勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を通報者に対し遅延なく教示しなければならない。この場合、法執行上の問題がない範囲内で、当該通報事案に係る資料を通報者に提供することができる。
- 5 所管課は、調査が終了したときは、調査結果を外部公益通報調査結果報告書（様式第3号）に記載し、総務部長に報告しなければならない。

（調査結果に基づく措置）

第7条 所管課は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実が確認された場合は、法令に基づく処分その他適当な措置（以下「措置」という。）を講じなければならない。

2 所管課は、措置の内容および是正結果を外部公益通報措置結果報告書（様式第4号）により、総務部長に報告しなければならない。

（措置結果等の通知）

第8条 所管課は、通報対象事実についての調査結果、措置の内容および是正結果を外部公益通報調査・措置結果通知書（様式第5号）により、速やかに通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が特に通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 所管課は、前項の通知を行うに当たっては、利害関係人の営業秘密、信用、名誉およびプライバシー等に配慮しなければならない。

（協力の義務）

第9条 職員は、外部公益通報事案の処理に係る記録および関係資料について、他の行政機関その他の公の機関から調査の協力を求められたときは、正当な理由のある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

2 通報対象事実に関係する所管課が複数ある場合においては、各所管課は、連携して調査し、および措置を講じなければならない。この場合において、通報者に対する通知は、当該外部公益通報を受けた所管課が行うものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。